

岡山県子どもを虐待から守る条例について

条例制定の背景

- 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の施行から15年が経過する中、県内の児童虐待相談対応件数は減少傾向にあるものの児童虐待による重傷・死亡事例が発生する等、深刻な状況にある。
- 児童虐待に対しては、発生予防から早期発見、早期対応、アフターケアまでの切れ目のない貫いた取組はもろろんのこと、児童虐待の連鎖を断ち切る支援も重要である。
- 児童相談所、保健所、市町村、医療機関、教育機関、里親等との有機的な連携のもと、関係機関がそれぞれに果たすべき役割を明確にした上で取り組む必要がある。
- 議員提案により条例制定

条例の目的

子どもを児童虐待から守ることについて、基本理念を定め、県等行政の責務等を明らかにするとともに、子どもを児童虐待から守ることに関する施策の基本的事項を定めることにより、県、市町村、県民、保護者等が一体となって、子どもを児童虐待から守ることに關する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること。

条例の構成

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第11条）
 - 第1条：目的、第2条：定義、第3条：基本理念、第4条：県の責務、第5条：市町村の役割、第6条：県民の役割、第7条：保護者の責務、第8条：関係機関等の役割、第9条：連携及び協働、第10条：行動計画等、第11条：啓発活動
 - 第2章 予防（第12条）
 - 第3章 早期発見及び早期対応（第13条～第17条）
 - 第13条：早期発見、第14条：通告に係る対応等、第15条：通告等に係る体制の整備等、第16条：安全の確認及び確保に関する協力、第17条：情報の共有
 - 第4章 援助、指導及び支援（第18条～第20条）
 - 第18条：虐待を受けた子どもに対する援助、第19条：虐待の連鎖を断つ援助、第20条：子ども自身による安全確保への支援
 - 第5章 人材の育成等（第21条～第24条）
 - 第21条：人材等の育成、第22条：調査研究、第23条：要保護児童対策地域協議会への支援、第24条：財政上の措置等
- 附則

条例の特色

- 児童虐待の防止とともに、児童虐待を受けた子どもたちの健やかな成長とその先に児童虐待の連鎖を断つことを見据えた施策展開を実現する。
- 毎年度、県が取り組むべき児童虐待防止施策に関する行動計画を策定することとする。（第10条）
 - 児童虐待を受けた子どもたちの心のケアを保健、医療、福祉、教育等の専門家が連携して進めることとする。（第18条）
 - 児童虐待の連鎖を断つことを目指すこととする。（前文、第19条）
 - 児童養護施設の子どもたちについても、より家庭的な環境で育むことができるよう、施設職員の資質向上に取り組むこととする。（第19条第3項）
 - 児童虐待を受けた子どもたちを家庭的な環境で育むことのできるよう、里親制度を推進することとする。（第19条第4項）
 - こうした取組をより効果的に推進するための方策について調査研究を行うこととする。（第22条）